

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」(以下「低入札調査試行要領」という。)に基づく失格基準価格等を適用します。その概要は以下の1、2のとおりです。

- 1 予定価格が100万円を超えWTO適用基準額未満の工事
- (1)「低入札調査試行要領」第5により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格となります。
- (2)「低入札調査試行要領」第4により算定した低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者は、低入札価格調査を実施します。
- 2 1(2)の調査に係る資料が提出されない場合等は、入札の無効(失格)又は入札参加停止等の措置を行います。詳細については「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」をご覧ください。
- 3 県では、週休2日工事、ICT活用工事を積極的に推進しています。詳細については、「週休2日工事実施要領」「ICT活用工事の実施方針」をご覧ください。
- (施工者希望型)本件は「ICT活用工事の実施方針」に基づき、ICT技術の活用が可能な建設工事です。
- 4 本件は、「建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査」の対象案件です。抜き打ち審査の実施を決定した場合は、発注機関の長より通知しますので、あらかじめご承知ください。
- 5 本工事は、工事成績評定の対象・対象外です。

令和8年(2026年) 9月29日

長野県 松本建設事務所長

記

- 入札の方式 総合評価落札方式(工事成績等簡易型)
- 1 工事の概要
- (1) 工 事 名 令和8年度 国補道路メンテナンス(橋梁)工事
- (2) 工 事 箇 所 名 県内一円 松本管内一円 橋梁補修((一)姥神奈良井線 塩尻市 栃窪橋)
- (3) 工 事 概 要 ひび割れ補修(低圧注入) L=231m
伸縮装置取替 L=17.9m
地覆補修 V=6m3
含侵材塗布 A=251m2
- (4) 工 期 工事開始日から約280日間 (債務負担行為設定済)
- (早期契約・フレックス工期契約制度) ただし、この工事は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、工事開始期限は令和8年11月16日です。
- (5) 支 払 条 件 前金払 原則として「1件の請負代金額が100万円以上の工事等」について、請負代金額(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額)の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をする。(ただし、早期契約制度及びフレックス工期契約制度の場合、前払請求は工事開始日からできる。)
- 部分払 原則として「1件の請負代金額が50万円以上の工事等」について、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の規定による範囲内で部分払する。
- 支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定しています。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。
- 令和8年度 請負代金の約90%の金額
- 令和9年度 請負代金の約10%の金額

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)	入 札 参 加 資 格 業 種	とび・土工・コンクリート工事
(2)	資 格 総 合 点 数	771点以上
(3)	同 種 工 事 の 実 績 又 は 専 門 性 の 有 無	橋梁上部工の新設又は橋梁補修(橋梁上部工)の実績を有していること。 ※施工実績を求める場合の「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成23年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。
(4)	県 工 事 の 契 約 実 績 に 関 する 要 件	なし
(5)	特 定 建 設 業 許 可 に 関 する 要 件	なし
(6)	営 業 所 の 所 在 地 に 関 する 要 件	中信地区に本店を有していること。
(7)	そ の 他 の 参 加 資 格 要 件	なし

3 入札手続等

手 続 等		期 間・期 日・期 限	場 所
設計図書等の閲覧		令和8年9月29日(火)から 注)1のとおり	長野県松本市大字島立1020 長野県松本建設事務所
設計図書等の入手方法	申請書等	令和8年9月29日(火)から	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp 注)2のとおり すべて入札情報システムに掲載
	閲覧設計書、位置図、条件明示書、各種計算書等の掲載可能な図書		
	図面等の掲載していない図書		
質問書の受付		令和8年9月30日(水)から 令和8年10月5日(月)午後5時まで 6 日間	長野県松本市大字島立1020 長野県松本建設事務所総務課 FAX番号:0263-47-8718 メールアドレス: matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp
回答の閲覧期間		令和8年10月1日(木)から 最終回答期限 令和8年10月7日(水) 注)3のとおり	入札情報システムアドレス: https://www.pref.nagano.lg.jp
入札書の提出方法		電子入札のみ	

入札書等提出開始日及び 入札書等提出期限	①入札書等提出開始日 令和8年10月8日(木) 注)4のとおり ②電子入札書等提出期限 令和8年10月14日(水) 午後1時00分まで 注)5のとおり	
開 札 日 時	開札: 令和8年10月20日(火) 午前9時00分から 注)6のとおり すべての開札状況は、入札情報システムへ掲載します。	
予定価格、開札後公表設計書、価格以外の評価結果の公表	令和8年10月21日(水)	
予定価格、価格以外の評価結果に対する疑義申立て	令和8年10月21日(水)から 令和8年10月22日(木) 午前12時00分まで2日間	長野県松本市大字島立1020 長野県松本建設事務所総務課 FAX番号:0263-47-8718 メールアドレス: matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp
開札状況の公表予定日	令和8年10月23日(金)	
落札予定日	令和8年10月30日(金)	注)7のとおり
入札結果の公表	落札決定した日の翌日 注)8のとおり	

- 注) 1 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 入札情報システム(この入札公告をダウンロードしたホームページ)からダウンロードできます。
- 3 質問内容により回答の閲覧(ホームページへの掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 4 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 5 県がシステム・サポート可能な時間は午前9時から午後5時(休日を除く。)です。入札手続きは、システム・サポート可能な時間内で、入札書受付締切日時までに行ってください。
- 6 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 7 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 8 開札状況及び入札結果は、長野県公式ホームページ(入札情報システム)(<https://www.pref.nagano.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表します。
- 9 価格以外の評価結果(技術提案に対する評価を除く)について疑義がある場合は、結果を公表された日を含めて2日間(休日を含まない)の受付期間(受付最終日の締め切り時間は午前12時とする)に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目(技術提案項目を除く)について、以下のとおり発注機関の長に対して説明を求めることができます。

ア 受付場所 別記「入札担当(問合せ先)」に同じ。

イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について(様式17号)」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。

ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

1) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

総合評価の落札者決定基準は、別添1-1に記載のとおりです。

2) 入札時に提出が必要な資料

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	①入札書 ②工事費内訳書	(1) 電子入札の場合 ②は、通常の受注希望型競争入札同様に「入札書」の内訳書欄にファイルを添付して提出してください。 ③は、電子入札システムで直接入力してください。ファイルを添付する必要はありません。 ただし、何らかの原因により電子入札システムで直接入力できない場合は、別記「入札担当(問合せ先)」へ連絡、確認を取ったうえで、価格以外の評価点申請書(様式5-3)を「入札書」の申請書等の欄に添付して提出してください。様式5-3は、長野県公式ホームページの「総合評価落札方式様式集」(https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/sogo/yousiki.html)に掲載しているファイルを使用してください。 併せて、電子入札システムの改善のため、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)も提出してください。(上記URLに参考様式を掲載) ファイル容量は全体で3MB以下としてください。
総合評価落札方式実施要領	③価格以外の評価点申請	(2) ①②③のいずれかの資料を提出しない者の入札書は無効となります。ただし、電子入札システムで直接入力できないことが分かる資料(スクリーンショット等)は、この対象とはしない。 (3) ③の内容により採点するため、③の記入に当たっては内容を十分精査してください。

3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料

本件においては、総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上あるときは、建設工事に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]7(4)による方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の入札参加資格要件、総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、発注機関の長から指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、次に掲げる書類を持参、郵送又は発注機関の指定する方法により提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	「建設工事に係る受注希望型競争入札公告[共通事項]」の「10 落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出」の記載によります。	
総合評価落札方式実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書(様式5-8号)により落札候補者通知を取り消します。 なお、価格以外の評価点申請に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

4) 価格以外の評価内容の確保等

- ① 発注機関の長は、落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者を取消することがあります。
- ② 発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては以下のとおり取り扱うものとします。
 - ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第47条第6号による契約解除を行うことができるものとします。
 - イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。
 - ウ 工期短縮等の技術提案の評価点、又は工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。
 - エ 工事(業務)成績評定においてマイナス評価とします。
- ③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

5) その他

- ① 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。
- ② 本件は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等(閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書(特記仕様書を含む)・指導事項、数量計算書、設計図面)について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 現場説明事項・施工条件明示書(特記仕様書を含む)・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

(※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。)

6 その他の入札条件

1)「建設工事に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」、「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札心得」、「長野県電子入札システム利用規約」、「総合評価落札方式に関する質問・回答」(Q&A)及び「受注希望型競争入札に関する質問・回答」(Q&A)に示すとおりです。

2)本件は『一抜け方式』を採用しております。
対象工事、取扱いは別添2に記載のとおりです。

7 入札担当(問合せ先)

長野県松本建設事務所総務課	長野県松本市大字島立1020
電話番号 0263-40-1895	担当 宮澤
ファックス 0263-47-8718	
メールアドレス matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp	

8 設計図書等の入手方法について

入札情報システムによる工事設計図書等の公表期間は、公告の日から1年間です。

9 入札金額の内訳書について(法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。(工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません)

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第29条第1項第4号の取扱いとし「入札書の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

「長野県電子入札システムスタートページ(建設関係)」にも記載例を掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/giukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/denshi/nyusatsu/index.html>

10 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法:書面(／対面によるヒアリング(住所))

イ その他:書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		85.00点	入札価格が調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] 入札価格が価格点基準価格を上回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×価格点基準価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試 行要領第4第2項による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の入札価格を価格最高点とする。な お、価格点基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理 試行要領第4第2項(2)に定める低入札価格調査基準価格又は同要領第4第2項(3) に定める基準算定基礎額(建設工事)のことをいう。ただし、同要領第4第2項(3)の場 合には、価格点基準価格の下限値は低入札価格調査基準価格と同額とする。 ※3 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※4 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行 要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領 に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価 格 以 外 の 評 価 点	工事成績	7.00点	評価点＝ 7点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2か年に竣工した工事の工事成 績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か 年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] なお、評価対象業種は『とび・土工・コンクリート工事』です。 <table><tr><th>工事成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>工事成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が86点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を86点として 計算する。(評価点の計算において、86点を上限とする。) ※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価 点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 ①業種ごとに評価する対象業種の場合は、同評価業種として対象期間に長野県 が発注した全ての工事を対象とする。 ②すべての業種を対象とする場合は、業種区分に関係なく、対象期間に長野県が発注 したすべての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定 対象としないものとする。 ※6 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗 雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直 し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とす る。	工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
			工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																			
			令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																			
			令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																			
			令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																			
			令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																			
			工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																			
			令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																			
			令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																			
			令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																			
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						

評価項目			配点	評価点の算定方法
価格以外の評価点	工事実績	同種工事実績	2.00点	a 橋梁上部工の新設又は橋梁補修(橋梁上部工)工事の施工実績が5件以上ある者 :2.0点 b 上記a以外で橋梁上部工の新設又は橋梁補修(橋梁上部工)工事の施工実績が2件以上ある者 :1.0点 (補足説明)「〇〇工事」とは、〇〇〇〇を指し、△△△△は対象外とする ※1 過去15年間(平成23年4月1日から公告日前日まで)※に竣工した公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された工事を元請した実績により評価する。 ※2 工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めないものとする。 【落札候補者資格審査時の提出書類】同種工事実績調書(様式5-4号)
		優良工事等表彰実績	0.25点	建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優良工事等表彰の受賞実績を有する者(いずれも表彰日が令和5年度から令和6年度の受賞者に限る。) :0.25点 【落札候補者資格審査時の提出書類】優良工事等表彰実績調書(様式5-9号)
	地域要件		2.00点	a 塩尻市、朝日村内に本店を有する者 :2.0点 b 上記a以外で松本地域振興局管内に本店を有する者 :1.0点
	技術者要件	技術者資格	1.00点	a 1級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者が配置できる場合 :1.0点 b 2級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者が配置できる場合 :0.5点 c 〇〇〇の資格を有する主任技術者が配置できる場合 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。 (登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。 ただし、早期契約制度及びフレックス工期契約制度による発注案件については、工事開始日において配置できることが必要です。 ※3 若手(公告日現在で40歳未満)又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人の資格で評価することができる。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」及び「実績等」であるが、各項目の加点申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-6号)、資格者証等の写し
		技能者資格		(2種類の場合) a 登録〇〇基幹技能者及び登録□□基幹技能者が配置できる場合 :0.75点 b 登録〇〇基幹技能者が配置できる場合 :0.5点 c 登録□□基幹技能者が配置できる場合 :0.5点 (1種類の場合) a 登録〇〇基幹技能者が配置できる場合 :0.5点 ※1 公告日現在で資格認定を受けていることを要件とする。 ※2 評価対象は、元請及び1次下請企業の技能者を対象とし、主任技術者との兼務はできません。 ※3 評価対象は1種類1名とし、2種類の場合は同一の技能者が申請することはできません。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-6号)、資格者証等の写し

評価項目		配点	評価点の算定方法										
価格以外技術者の要件評価点	実績等	1.00点	a 建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者（いずれも表彰日が令和3年度から令和6年度の受賞者を対象とする。ただし、長野県優良技術者表彰の若手部門にあっては、令和5年度から令和6年度の受賞者に限る。）を配置できる場合、又は過去4か年に竣工した国又は長野県発注の土木工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合 :1.0点 b 上記a以外で過去4か年に竣工した国又は長野県発注の土木工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を有する主任技術者を配置できる場合 :0.75点 c 上記a、b以外で過去4か年に竣工した国又は長野県発注の土木工事において、工事成績評定点が78点以上の実績を有する主任技術者を配置できる場合 :0.5点 <table><tr><th>工事成績評定点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※1 工事成績評定点による加点については、主任技術者として担当した工事を要件とする。また、令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事のうち、監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人が担当した工事は、評価の対象とすることができる。なお、評価の対象となる工事は、一定の要件を満たす工事を対象とし、現場代理人の資格は、所定の要件を満たしていることを条件とする。評価の対象となる工事及び資格は別添1－2のとおりとする。 ※2 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人が担当した主任技術者としての実績等で評価することができる。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」及び「実績等」であるが、各項目の加点申請は、40歳未満の主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。 ※3 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した技術者を配置する場合は、申請に基づき、その休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができる。 ※4 災害復旧工事に従事した場合は、申請に基づき、この工期に相当する期間（工事開始日からしゅん工検査日まで）を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。ただし、災害復旧工事に従事した場合は、成績評定を実施しない工事に限る。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書（様式5－6号） 産前産後休業・育児休業・介護休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価する場合は、その休業期間を証明する書類 災害復旧工事実績調書（技術者要件の実績期間）（様式5-22号）	工事成績評定点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
	工事成績評定点の対象となる過去4か年の期間	公告日											
	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日											
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日												
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日												
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日												
継続教育（CPD）	0.50点	建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が30単位以上の主任技術者を配置できる場合 :0.5点 ※1 学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の3月31日までの3年間の内にあるもの。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書（様式5－6号）											
若手技術者・女性技術者		a 若手（公告日現在で40歳未満）又は女性の主任技術者を配置する場合 :0.5点 b 若手（公告日現在で35歳未満）又は女性の現場代理人を配置する場合 :0.25点 ※1 aとbを同一人物が兼任する場合は、評価点の高い項目のみ加点（0.5点）とする。 ※2 aとbに別の技術者を配置する場合は、いずれの項目も加点（0.75点）とする。価格以外の評価点申請で主任技術者と現場代理人の氏名を記載すること。 【落札候補者資格審査時の提出書類】経歴書											

評価項目			配点	評価点の算定方法
価 格 以 外 の 評 価 点	建 設 マ ネ ジ メ ン ト	労働環境	1.00点	経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況(W1)が30点以上ある者 :1.0点 ※1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況(W1)は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。 【落札候補者資格審査時の提出書類】経営事項審査結果通知書の写し
		建設キャリアアップシステム	0.25点	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者 :0.25点 ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。 【落札候補者資格審査時の提出書類】建設キャリアアップシステムを活用する誓約書(様式5－20号)
		ICT活用工事		a ICT活用工事の実績を有する者 :0.5点 ※1 公告日時点で工事成績評定通知書又は、履行実績証明書に記載のしゅん工日から2年以内の実績を評価対象とする。 ※2 工事成績評定点が65点未満の実績は評価の対象としない。 【落札候補者資格審査時の提出書類】工事成績評定通知書(別記-1)又はICT活用工事履行実績証明書の写し
				b 当該工事において、ICTを活用することを誓約する者 :0.25点 ※1 誓約の対象は、ICT●●工とする。 ※2 ICT活用工事は、現場説明事項、特記仕様書等に記載する内容により実施すること。 【落札候補者資格審査時の提出書類】ICT技術を活用する誓約書(様式5－21号)
小 計			15.00点	
総合評価点			100.00点	総合評価点 ＝ 価格点 ＋ 価格以外の評価点

(1)本件で評価対象とする「監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人が担当した工事」は以下のとおりとする(ただし、令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事に限る)。

対象工事一覧表

	業種区分	しゅん工した工事の最終契約額
1	土木一式工事	9000万円以上
2	建築一式工事	1億円以上
3	舗装工事	4000万円以上
4	電気・電気通信工事	2500万円以上
5	とび・土工・コンクリート工事	6000万円以上
6	解体工事	6000万円以上
7	管・鋼構造物・造園・その他工事	3500万円以上

(2)本件で評価対象とする「資格を有する現場代理人が担当した工事」は、以下の資格を有していることを条件とする(ただし、評価対象とする工事の公告日前日までに資格取得しているものに限る)。

・評価対象工事に関係法令に基づき主任(監理)技術者及び監理技術者補佐として配置できる資格[※]

※ 配置技術者として実務経験が必要な資格は、実務経験年数を満たしている場合に限る